

医療の確保、検疫、学校、保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針(改定の概要)

平成21年5月22日付け運用指針(旧)		改 定 (平成21年6月19日付け運用指針)(新)
考 基 本 方 的	<p>①感染のさらなる拡大の防止 ②特に、基礎疾患有する者等の重症化の防止</p> <p>(1) 感染拡大防止地域(感染初期、患者発生少) (2) 重症化防止重点地域(急速な患者数の増加)</p>	<p>①重症患者数の増加に対応できる病床確保、重症患者救命が最優先の医療提供体制の整備 ②院内感染対策の徹底等による基礎疾患有する者等の感染防止対策の強化 ③感染拡大及びウイルスの性状の変化の早期探知のためのサーベイランスの着実な実施 ④感染の急速な拡大と大規模一齊流行の抑制・緩和のための公衆衛生対策の効果的な実施</p> <p>地域をグループ分けせず、地域の実情に応じて対応。</p>
接 触 患 者 へ と 対 濃 厚	<p>○患者: 感染症指定医療機関等への入院、服薬。 ○濃厚接触者: 外出自粛の要請、予防投与、健康観察。 ○医療従事者や初動対処要員等: 感染可能性が高い場合、予防投与。</p>	<p>○基礎疾患有する者等: 初期症状が軽微であっても優先して入院治療。 ○基礎疾患有する者等か明確でない者: 重症化の兆候が見られる場合、速やかに入院治療。 ○軽症者: 自宅療養、健康観察。 ○自宅療養する軽症者の家族(基礎疾患有り): 予防投与 ○医療従事者・初動対処要員等(基礎疾患有り): 感染可能性が高い場合、予防投与。</p>
医 療 体 制	<p>○インフルエンザ様症状が見られた場合には、発熱相談センターに電話で相談、指示された発熱外来を受診。</p>	<p>○対応可能な一般の医療機関においても、発熱外来の機能を果たすとともに、患者の直接受診を行うことが可能。 ○外来: 一般的の患者と新型インフルエンザ患者の入口等・診療時間帯を分けるなど最大の注意。 ○入院: 一般病院においても重症患者のための病床を確保。</p>
学 校 施 設 等 保 育	<p>○学校・保育施設等: 必要に応じて、市区町村の一部又は全部、都道府県の全部での臨時休業を要請(一週間ごとに継続の可否を検討)。解除後は患者発生時に個別に臨時休業を要請。 ○大学: 感染が拡大しないための運営方法の工夫を要請。</p>	<p>○学校・保育施設等: 患者が多く発生した場合、設置者等の判断で臨時休業。 ○大学: 感染のスピードを遅らせるための運営方法の工夫を要請。</p>
サ ー ベ イ ラ ン ス 等	<p>【患者が発生していない地域】 ○インフルエンザ様症状を有する者の増加等が見られる場合、PCR検査を積極的に活用。</p> <p>【一定以上患者が発生している場合】 ○PCR検査に優先順位をつけて運用。(患者未発生地域からの検体の優先的な実施等。)</p>	<p>○今後は、新型インフルエンザ発生地域等において患者との接触が強く疑われ、かつ、発熱等の症状がある患者にPCR検査を優先実施。季節性インフルエンザのサーベイランスを強化し、新型インフルエンザの発生動向を捉える。</p>
検 疫	<p>○ブース検疫(※ただし、検疫前の通報において、明らかに有症者がいる場合は、状況に応じ、機内検疫を行う。) ○患者を確認した場合は、引き続き隔離措置。 ・濃厚接触者: 外出自粛の要請等、より慎重な健康監視。居住地等の都道府県等に速やかに連絡。 ・その他の同乗者: 健康監視の対象としない。健康状態に異常がある場合は、発熱相談センターへの連絡を徹底。</p>	<p>入国者全員への十分な注意喚起、国内対策の変更に応じた運用へ転換。 ○全入国者に検疫ブース前で呼びかけ、健康カード配布、発症した場合は医療機関を受診するよう周知。 ○事前通報の状況に応じて機内検疫を実施、有症者の把握。 ○有症者は、原則、新型インフルエンザのPCR検査を行わない。症状に応じ、マスク着用などを行い、帰宅(自宅療養)させる。 ○同一旅程の集団から複数の有症者が認められた場合は、PCR検査を実施し、陽性の場合は、医療機関受診を勧める。当該同一旅程の他の者は、住所地等を確認し、都道府県等に情報提供。</p>

※「更なる変化に備えて」今後、実際に患者が大きく増加したとき、ウイルスの性状が変化したときに
おけるさらなる検討。